

議案第16号

令和2年度狭山市一般会計予算

予算別冊のとおり

令和2年2月21日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和2年度狭山市一般会計予算

令和2年度狭山市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,202,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 21,447,318
	1 市民税	9,755,000
	2 固定資産税	9,475,820
	3 軽自動車税	306,068
	4 市たばこ税	892,000
	5 都市計画税	1,018,430
2 地方譲与税		307,784
	1 自動車重量譲与税	210,000
	2 地方揮発油譲与税	85,000
	3 森林環境譲与税	12,784
3 利子割交付金		9,000
	1 利子割交付金	9,000
4 配当割交付金		91,000
	1 配当割交付金	91,000
5 株式等譲渡所得割交付金		56,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	56,000
6 法人事業税交付金		168,611
	1 法人事業税交付金	168,611
7 地方消費税交付金		3,552,000
	1 地方消費税交付金	3,552,000
8 ゴルフ場利用税交付金		36,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000
9 環境性能割交付金		53,865
	1 環境性能割交付金	53,865
10 国有提供施設等所在市町村助成 交付金等		646,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金等	646,000
11 地方特例交付金		120,000
	1 地方特例交付金	120,000
12 地方交付税		1,971,560
	1 地方交付税	1,971,560
13 交通安全対策特別交付金		20,000
	1 交通安全対策特別交付金	20,000

款	項	金額
14 分担金及び負担金		千円
	1 負担金	138,620
15 使用料及び手数料		861,167
	1 使用料	583,915
	2 手数料	277,252
16 国庫支出金		7,107,576
	1 国庫負担金	5,846,817
	2 国庫補助金	1,230,317
	3 国庫委託金	30,442
17 県支出金		3,229,856
	1 県負担金	2,213,703
	2 県補助金	707,781
	3 県委託金	308,372
18 財産収入		226,328
	1 財産運用収入	22,336
	2 財産売払収入	203,992
19 寄附金		30,450
	1 寄附金	30,450
20 繰入金		2,911,667
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	2,911,664
21 繰越金		600,000
	1 繰越金	600,000
22 諸収入		945,998
	1 延滞金、加算金及び過料	47,939
	2 市預金利子	109
	3 貸付金元利収入	376,829
	4 受託事業収入	94,461
	5 収益事業収入	50,000
	6 雑入	376,660
23 市債		3,671,200
	1 市債	3,671,200
歳入合計		48,202,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 314,946
	1 議会費	314,946
2 総務費		5,513,558
	1 総務管理費	4,356,492
	2 徴税費	561,196
	3 戸籍住民基本台帳費	428,237
	4 選挙費	42,675
	5 統計調査費	87,161
	6 監査委員費	37,797
3 民生費		20,677,917
	1 社会福祉費	9,476,126
	2 児童福祉費	9,075,599
	3 生活保護費	2,118,124
	4 災害救助費	8,068
4 衛生費		3,571,950
	1 保健衛生費	1,581,554
	2 清掃費	1,990,396
5 労働費		28,676
	1 労働諸費	28,676
6 農林水産業費		167,149
	1 農業費	167,149
7 商工費		1,180,249
	1 商工費	1,180,249
8 土木費		5,491,947
	1 土木管理費	238,061
	2 道路橋りよう費	1,230,764
	3 都市計画費	3,856,025
	4 住宅費	167,097
9 消防費		2,177,579
	1 消防費	2,177,579
10 教育費		4,993,484
	1 教育総務費	731,503

款	項	金額
	2 小学校費	千円 1,419,071
	3 中学校費	574,991
	4 幼稚園費	125,635
	5 社会教育費	782,793
	6 保健体育費	1,359,491
11 公債費		3,997,156
	1 公債費	3,997,156
12 諸支出金		7,389
	1 土地開発基金繰出金	7,389
13 予備費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		48,202,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
入曽地区子育て支援拠点施設等整備PPPアドバイザリー業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	千円 12,082
旧入間中学校周辺家屋調査委託料	令和2年度から 令和3年度まで	5,750
健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画策定業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	2,000
武道館整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで	450,254

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市庁舎設備等改修事業費	千円 55,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
旧中央児童館本館解体事業費	52,700	同 上	同 上	同 上
旧入間中学校解体事業費	341,600	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付事業費	3,500	普通貸借	延滞の場合を除き無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき埼玉県が定めた融通条件による。
旧東中学校解体事業費	414,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
入間川とことん活用プロジェクト事業費	千円 25,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
道路修繕事業費	73,700	同上	同上	同上
道路改良事業費	136,900	同上	同上	同上
入曽駅周辺整備事業費	35,800	同上	同上	同上
都市計画道路整備事業費	492,300	同上	同上	同上
防災設備整備事業費	27,700	同上	同上	同上
防災対策事業費	6,000	同上	同上	同上
小学校施設整備事業費	32,500	同上	同上	同上
小学校校舎等改修事業費	217,200	同上	同上	同上
中学校校舎等改修事業費	76,400	同上	同上	同上
旧入曽公民館解体事業費	86,100	同上	同上	同上
スポーツ施設整備推進事業費	193,700	同上	同上	同上
臨時財政対策債	1,400,000	同上	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上
計	3,671,200			